第15編　公　園　緑　地　編

第１章　基盤整備

第1節　適　用

１．本章は、公園緑地工事における施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
２．仮設工は、第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。
３．本章で特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第2節　適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

日本公園緑地協会　　都市公園技術標準解説書（改訂第2版）　　（平成16年 10月）

第3節　施設撤去工

１－３－１　一般事項

１．本節は、施設撤去工として構造物取壊し工その他これらに類する工種について定めるものとする。
２．請負者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第１編１－１－18建設副産物の規定によらなければならない。
３．請負者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

１－３－２　構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、第３編第２－９－３構造物取壊し工の規定によるものとする。

第4節　敷地造成工

１－４－１　一般事項

本節は、敷地造成工として整地工、掘削工、盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

１－４－２　整　地　工

１．請負者は、整地の施工については、残材、転石などを除去し不陸のないよう、地ならしを行われなければならない。
２．請負者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
３．請負者は、整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないようなじみ良く仕上げなければらない。
４．請負者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに、不陸がないようなじみ良く仕上げなければならない。

１－４－３　掘　削　工

掘削工の施工については、第１編２－３－２掘削工の規定によるものとする。

１－４－４　盛　土　工

盛土工の施工については、第１編２－３－３盛土工の規定によるものとする。

第5節　植栽基盤工

１－５－１　一般事項

１．本節は、植栽基盤工として土壌改良工その他これらに類する工種について定めるものとする。
２．植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行う

ものであり、請負者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。

なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性・排水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害を及ぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌などで構成する地盤のこととする。

１－５－２　材　　料

１．土壌改良工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、ゴミ、異物、れきを含まないものとする。

２．土壌改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したもの、または、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

（１）　土壌改良材については、粒状・粉状・液状などそれぞれの本来の形状を有し、異物の混入がなく、変質していないものとする。

また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。

（２）　無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。

（３）　有機質土壌改良材（日本バーク堆肥協会：Ａ級または、全国バーク堆肥工業会：１級）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたものであり、品質、規格は以下の規定を標準とする。

（４）　有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートなどを主としたもので、有害物その他が混入していないものとする。

（５）　バーク堆肥及び泥炭系以外の有機質土壌改良材については、不純物を含まないものとする。

（６）　設計図書に示された支給品を用いる場合は、監督職員と協議するものとする。

３．土壌改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

（１）　有機肥料については、油かす、牛ふん、鶏ふんなど、それぞれの素材を肥料成分の損失がないよう加工されたもので、有害物その他が混入していない乾燥したものとする。

（２）　化学肥料については、粒状・固形・結晶などそれぞれの本来の形状を有し、異物の混入していないものとし、それぞれ指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。

（３）　製品はそれぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

表１－２　有機質土壌改良材（日本バーク堆肥協会：Ａ級または、全国バーク堆肥工業会：１級）の基準規格（参考）

項　　目	範　　囲
有機物含量	70%以上
全窒素含量	1.2%以上
全リン酸含量	0.5%以上
全カリ含量	0.3%以上
Ｃ／Ｎ比（炭素比）	35 以下
ＰＨ	5.5～7.5
陽イオン交換容量	70me/100ｇ以上
含水率（水分）	60±５％
幼植物試験	異常を認めない

１－５－３　土壌改良工

１．土壌改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。

２．請負者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材などを植栽基盤土壌に均一に混合するよう留意しなければならない。

３．請負者は、施肥の施工については、所定の種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

第２章　植　　栽

第1節　適　　用

１．本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．仮設工は、第３編第２章第 10 節仮設工の規定によるものとする。

３．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書（改訂第２版）	（平成 16 年 10 月）
国土交通省	公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）（第 5 次改訂）	（平成 20 年 12 月）

第３節　植　栽　工

２－３－１　一般事項

１．本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、花壇植栽工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．請負者は、樹木等（樹木または地被植物）が工事完成引渡し後に、施設管理者が適切な管理をした場合において、１年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。

枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督職員と請負者が立会するものとし、植替えの時期については、監督職員と協議するものとする。

なお、枯死又は形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね３分の２以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね３分の１以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。

３．請負者は、植栽する樹木等の枯損等を防ぐため、搬入日に植え付けられるようにしなければならない。なお、これにより難い場合は、根鉢が乾燥しないように、こもまたはむしろで養生し、期間が半日以上に及ぶ場合は、監督職員と協議するものとする。

４．請負者は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃等を締め固めないように注意し、やむを得ず締め固めたときは、耕転等により現状に戻さなければならない。

２－３－２　材　　料

１．樹木は、「公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

（１）　寸法は設計図書によるものとし、品質は表２－１品質規格表（案）<樹姿>、表２－２品質規格表（案）＜樹勢＞によるものとする。

なお、設計図書に示す寸法は原則として最低値を示すものとする。ただし指定寸法以下であっても、樹姿、枝張り、その他が特に優良であって監督職員の承諾を得たものは使用することができる。

（２）　樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表２－３によるものとする。

表２－１　品質規格表（案）

＜樹　姿＞

項　　目	規　　格
樹　　形	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹＊	幹がほぼまっすぐで、単幹であること。 （但し、株立物及び自然樹形で幹が斜上するものはこの限りでない。）
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	徒長的な生長あるいはその他の異常な生長が認められず、節間が詰まり、着葉密度が良好であること。
枝　　下	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

＊高木にのみ適用

表２－２　品質規格表（案）

＜樹　勢＞

項　　目	規　　格
生　　育	健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根　　鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう、堅固に根巻きされ、乾燥していないこと。 　ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹　皮（肌）	損傷、ゆ傷痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	自然の枝の姿を保ち、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病　虫　害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあっては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表２－３　公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）における定義

用　　語	定　　義
公共用緑化樹木	主として公園緑地、道路、公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹　　形	樹木の特性、年数、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。 なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹　　高 （略称：H）	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝及び先端は含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹　　周 （略称：C）	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2 m上がりの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が２本以上の樹木においては、おの おのの幹周の総和の 70%をもって幹周とする。 なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝　　張 （葉張） （略称：W）	樹木の四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。 なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株　　立 （物）	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 （略称：ＢＮ）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める ２本立……１本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70%以上に達していること。 ３本立以上……過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70%以上に達している。
単　　幹	幹が根元近くで、分岐せず１本であるもの。
徒　　長	枝葉の伸張生長だけが盛んで、組織の充実が伴わない状態。
根　　鉢	樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘り ──ともいう。

（３）　掘り取りについては、根鉢は表２－４を標準とし、樹種・時期などを考慮のうえ、必要に応じ、なわ・わらなどで堅固に根巻きしたものとする。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

表２－４　樹鉢径の標準

幹周（㎝）	根元径に対する根鉢径
５以上～20 未満	６　　倍
20 以上～60 未満	５　　倍
60 以上～90 未満	４　　倍

２．特殊樹木の材料は、第 15 編２－３－２の１の規定によるものとする。

３．地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料については、**設計図書**によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

　また、請負者は現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。

（１）　草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害などのないもので十分に培養された、コンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。

（２）　草本類、つる性類、ササ類はすべて茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

（３）　球根類は、品種、花の色・形態等が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。

（４）　宿根草は傷、腐れ、しおれのない生育良好なものとする。

（５）　芝は肥よく地に栽培され、刈り込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれなどのないものとする。

（６）　芝は生育がよく、緊密な根系を有するもので、茎葉の萎凋・病虫害・雑草の根系などのないものとする。

４．花卉類の材料については下記の事項に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。

（１）　指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害などのないもので、根系が十分に発達した、コンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。

（２）　茎葉及び根系が充実したもので、着花（つぼみ）のあるものについては、その状態が良好なものとする。

５．支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

（１）　丸太支柱材は、**設計図書**に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いなどのない良質材とし、その防腐処理は**設計図書**に示すとおりとする。なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。

（２）　竹支柱材は、２年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いなどのない生育良好なものとし、節止めとする。

（３）　パイプ支柱材は、**設計図書**によるものとする。

（４）　ワイヤロープ支柱材は、**設計図書**によるものとする。

（５）　杉皮又は檜皮は、大節・割れ・腐れなどのないものとする。ただし、天然繊維材を使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（６）　シュロ縄、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変色のない良質品とする。

６．根巻きの材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

（１）　わらは、調整した新鮮なもので、虫食い、変色などのない良質なものとする。

（２）　こも、空俵、なわなどのわら製品は、新鮮なもので虫食い、変色などのない良質なものとする。

（３）　根巻き材に天然繊維材を使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

７．幹巻の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

（１）　わらは第 15 編２－３－２、６の(１)、シュロ縄は２－３－２、５の(６)によるものとする。

（２）　根巻材には天然繊維材を使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

８．植え込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項をみたすものとする。
（１） 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草などの異物を含まないものとする。
（２） 客土の種類は設計図書によるが、その定義は次による。
畑　土：畑において耕作の及んでいる範囲の土壌
真砂土：花こう岩質岩石の風化土
山　砂：山地から採集した粒状の岩石
腐葉土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの

２－３－３　高木植栽工

１．請負者は、樹木の搬入にあたり、下記の事項により、施工しなければならない。
（１） 請負者は、搬入する樹木については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷などに注意して、活着不良とならないように処理しなければならない。
２．請負者は、樹木の植栽にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。
（１） 請負者は、植栽に先立って水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切り詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ・傷などの部分を切り除き活着を助ける処置をしなければならない。
（２） 請負者は、樹木の植付けが迅速に行えるようにあらかじめ、植穴を掘り、水、客土などを準備して樹木を持ち込んだ後、直ちに植栽しなければならない。
（３） 請負者は、植穴については、がれきなど生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、平坦に敷き均さなければならない。
（４） 請負者は、植付けにあたっては、樹木の目標とする成長時の形姿を考慮し、表裏を確かめたうえで修景的配慮を加えて植え込み、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。
（５） 水ぎめをする必要のない樹種を除いて、根鉢の周囲に土が密着するように、良質土を埋戻しつつ水を注ぎながら植え付けなければならない。
　その際、泥水が根に接着するように行い、仕上げについては水が引くのを待って埋戻土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。
（６） 請負者は、植付けに際して土ぎめをする樹種においては、根廻りに良質土を入れ、根（鉢）に接着するよう、突固めなければならない。
（７） 請負者は、樹木植付け後、直ちに支柱を取り付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。
（８） 請負者は、植栽した樹木及び株物には、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じて灌水をしなければならない。
（９） 請負者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように修景的配慮を加えて行うとともに、小枝間の清掃その他必要な手入れをしなければならない。
(11) 蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について監督職員の承諾を得るものとする。
３．請負者は、土壌改良材などを使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
４．請負者は、施肥をする場合は、所定の量を植物の根に触れないように施し、覆土しなければならない。
５．請負者は、樹木には、所定の材料及び方法で次のとおり支柱を取り付けなければならない。
（１） 請負者は、支柱の丸太と樹幹（枝）との交差部分は、全て杉皮を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、丸太どおしの接合部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。また、支柱に竹を使用する場合も同様としなければならない。
（２） 請負者は、添木を使用する場合は、設計図書に定める材料で、樹幹をまっすぐになるよう取り付けなければならない。
（３） 請負者は、八ツ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形及びその他）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取り付け、その支柱の基礎は地中に埋め込んで根止に杭を打ち込み、丸太は釘打ちし、竹支柱は先端を節止したうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。
（４） 請負者は、八ツ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の２箇所以上で結束しなければならない。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめるものとする。

（５） 請負者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には樹幹保護ゴム等を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭などに結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップなどで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。

６．請負者は、幹巻きを施す樹木については、地際から樹高の 60%内外の範囲について、幹及び主枝の周囲を幹巻きテープ（天然繊維製）やわらなどで厚薄のないように包み、わらなどを用いる場合はその上から２本合わせのシュロ縄を 10 ㎝内外の間隔に巻き上げなければならない。

２－３－４　中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、第 15 編２－３－３高木植栽工の規定によるものとする。

２－３－５　特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、第 15 編２－３－３高木植栽工の規定によるものとする。

２－３－６　地被類植栽工

１．請負者は、リュウノヒゲ、ササなどの地被類の植付けについては、下地を十分に耕し、ごみ、がれき、雑草など、生育に支障となるものを除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。

２.請負者は、リュウノヒゲ、ササなどの地被類の植え付けに適した形に調整したものを植え、容易に抜けないよう軽く押さえて静かに灌水しなければならない。

３．請負者は、芝の張付けについては、設計図書に示す深さに耕し、表土を掻き均し、がれき、雑草など生育に支障となるものを除去した後、良質土を設計図書に示す厚さに敷き均し、不陸整正を行わなけれならない。

４．請負者は、芝全体を同じ高さになるように、手や板でたたきながら１枚ずつ並べ、所定の目地幅を取って並べたのち、ローラ（２５０ｋｇ以下）転圧又は、土羽板で叩いて土と密着するよう、施工しなければならない。

５．請負者は、芝張付け完了後から引渡しまでの間、目土が掘れないように灌水を行わなければならない。

６．請負者は、芝の補植については、芝付け箇所は良質土を投入し、不陸整正を行い、芝面が隣接芝生面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。

７．芝串を用いる場合は、張付けた芝が動かないように２～５本／枚ずつ打ち込んで止める。芝串は新鮮なできるだけ太い竹を割り調整したもので、頭部を節止めにし、かぎを下向きにしたものとする。

２－３－７　花壇植栽工

１．請負者は、花卉類の植栽については、設計図書に指定された深さを耕し、がれきその他生育に支障となるものを取り除いた後、土塊を砕き、整地しなければならない。

２．請負者は、花卉類の植栽については、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、容易に根が抜けないように軽く押さえて静かに灌水しなければならない。

第4節　移　植　工

２－４－１　一般事項

１．本節は、移植工として根回し工、高木移植工、中低木移植工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．請負者は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃などを締め固めないように注意し、やむを得ず締め固めたときは耕転などにより現状に戻さなければならない。

３．請負者は、掘り取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。

４．樹木の仮植を行う場合は、設計図書によるものとする。

２－４－２　材　　料

移植工の材料については、第 15 編２－３－２材料の規定によるものとする。

２－４－３　根 回 し 工

１．請負者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。

２．請負者は、根回しの施工については、樹種の特性に応じて環状はく皮、根巻、縄じめを行い、枝おろし、枝透かし、摘葉等のほか支柱の取り付けを行わなければならない。

３．根回しの際の根鉢径については、表２－７を標準とする。ただし、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

表２－７　根鉢径の標準

根周（cm）	根元径に対する根鉢径	
	根 回 し 径	掘り取り径
５以上～20 未満	５倍	６倍
20 以上～60 未満	４倍	５倍
60 以上～90 未満	３倍	４倍

４．請負者は、根鉢の周りは良質土で埋戻し、十分な灌水を行わなければならない。

２－４－４　高木移植工

１．高木移植工の施工については、以下に記載のない事項は、第 15 編２－３－３高木植栽工の規定によるものとする。

２．請負者は、樹木の移植については、樹木の掘り取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取り付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態などを考慮して、枝葉を適度に切り詰め、または枝透かし、摘葉などを行わなければならない。

３．請負者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、表２－７に示す根鉢径の大きさに根を切り取り、掘り取らなければならない。

この際、細根が十分に付くようにするとともに、根に割れ、傷などを生じないようにしなければならない。

４．請負者は、鉢を付ける必要のある樹種については、表２－７に示す根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて根鉢の表面の土を薄くかき取り、掘り取らなければならない。

５．請負者は、太根のある樹木の場合は、鉢の有無にかかわらず、根をやや長めに切り取り、養生しなければならない。

６．請負者は、樹木の根巻きを行う場合は、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻き付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻き付けなければならない。

７．請負者は、植穴復旧については危険が及ばないよう、掘取り後、穴を速やかに復旧しなければならない。

２－４－５　中低木移植工

中低木移植工の施工については、第 15 編２－４－４高木移植工の規定によるものとする。